

「強靱で持続可能な長寿企業」に向けた 国の支援策をご存じですか？

大規模な自然災害の頻発や経営者の高齢化といった経営リスクに直面した場合でも**事業活動**をスムーズに**継続**できるよう、2019年7月に「**中小企業強靱化法**」が施行されました。

● 「事業継続力強化計画」の認定取得をお手伝いします！



中小企業等が実施する防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。

**会社の強靱化に向け、災害リスクを認識し、
防災・減災対策を実行しませんか？**

★認定取得による4つのメリット

1. 企業名を中小企業庁HPへ公表 & 認定ロゴマークの使用が可能
2. 対象の防災・減災設備が税制優遇される
3. ものづくり補助金等が優先的に採択される
4. 計画に関する金融支援(日本政策金融公庫による低利融資等)

● 事業承継に関する国の支援策を紹介！ セカンドオピニオンとして、自社株評価の試算や 事業承継税制「特例措置」の活用法などをご紹介します！

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

★2023年3月31日までに特例承継計画の提出が必要。

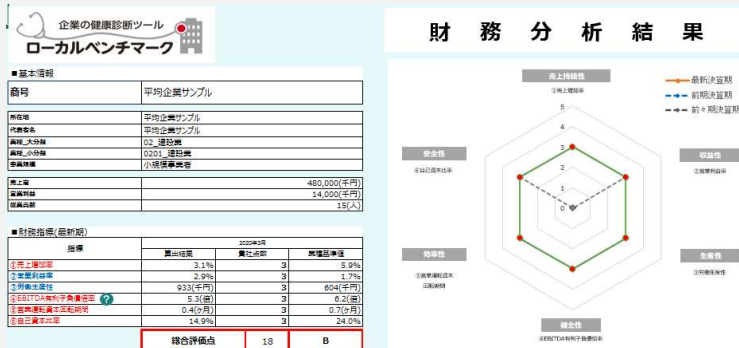
★特例措置の適用期限は、2027年12月31日まで。

※ 税務上の取扱いについては、2021年3月施行中の税制によります。

● **経済産業省が推進！**
企業の健康診断ツール「ローカルベンチマーク」を活用し、
不測の事態が発生しても、
雇用(固定費・人件費)を守るお手伝いをします！

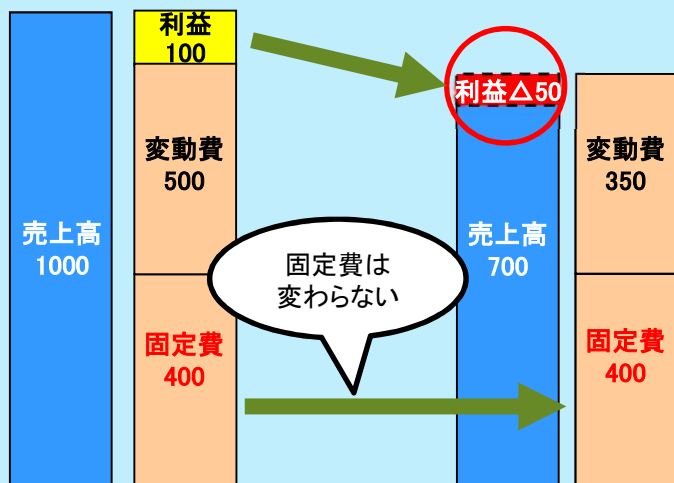


ローカルベンチマークは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。



固定費(役員報酬・従業員給与)を守る対策で
強靱で持続可能な会社にならしましょう！

<売上げが3割減少したイメージ>



自然災害が発生したら、
 事業復旧までに何日程度
 がかかりますか？

社長が倒れてしまったら
 売上はどのくらい
 落ちますか？

売上が減少しても
固定費の支払いは継続します

- 三井住友海上あいおい生命にて提供する各種サービスは、一般的なアドバイスと情報提供です。したがって、税理士法等の法律で制限された範囲のサポートはサービスの対象範囲外となります。お客さまがご希望される場合には、外部専門家をご紹介させていただきます。
- 税務上の取扱いについては、2021年3月現在施行中の税制で作成しています。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- お客さまからお預かりした情報は、三井住友海上あいおい生命情報管理規程に基づき厳正に管理いたします。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●この情報をお届けしたのは

MS&AD INSURANCE GROUP

代理店情報記載欄

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2
 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
 受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<https://www.msa-life.co.jp>

LID16 2021-0001 (2021.4.22)